令和７年９月29日

公益社団法人高岡市観光協会

高岡市観光PR動画制作業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

　高岡市の知名度向上および誘客促進を図るため観光PR動画を制作するにあたり、「観光PR動画制作業務委託」について、委託事業者を選定するプロポーザル（公募型・企画提案）方式により公正かつ公平に実施することを目的に、必要な事項を定めるものである。

２　委託業務の概要

（１）発注者　　　公益社団法人 高岡市観光協会

　（２）業務名　　　高岡市観光PR動画制作業務

　（３）業務内容　　別添　高岡市観光PR動画制作業務委託仕様書のとおり

（４）委託期間　　契約締結日から令和８年３月31日まで

（５）委託費上限　２,０００，０００円（消費税および地方消費税含む）

（６）前払い金　　なし

※この公募型プロポーザルにより選定された相手方と仕様を協議のうえ随意契約を行う。

３　プロポーザル参加資格（参加資格及び条件）

　　(１)本プロポーザル(プレゼンテーション)に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(２)過去３年間において、国または日本政府観光局、都道府県、都道府県観光協会、市、市観光協会が運営する国内向け観光関係動画制作業務の受注実績（主として契約を行ったものに限る。）があり、確実に業務を履行できる者。

　　(３)宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。

　　(４)本業務委託の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日においても、高岡市から指名停止を受けている者でないこと。

(５)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

　　(６)破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者。

　　(７)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

　　(８)国税、地方税を滞納していないこと。

　　※(４)～(８)については、連携協力企業など（参加するものと協力し、当該参加する者の責任の下日本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

４　プロポーザルの手続き等(日程)

　（１）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 1. 実施要領等の公表(公募開始) | 令和７年９月29日(月）～10月17日(金） |
| 1. 実施要領等に関する質問受付 | 令和７年９月29日(月）～10月10日(金） |
| 1. プロポーザル参加申込受付 | 令和７年９月29日(月）～10月17日(金） |
| 1. 企画提案書受付 | 令和７年９月29日(月）～10月22日(水） |
| 1. プレゼンテーション選考 | 令和７年10月28日(火）[予定] |
| 1. 選考結果の通知・公表 | 令和７年10月31日(金）[予定] |
| 1. 業務委託契約、業務委託開始 | 令和７年11月４日(火) |

　　※日程については、発注者の都合により変更する可能性あり。

　（２）提出書類

　　　この公募型プロポーザル方式に参加する者は、次の書類を提出すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| ① | 参加申込書兼誓約書 | 様式１ | １部 | 10月17日（金） |
| ② | 提案者情報書 | 様式２ |
| ③ | 業務実績調書 | 様式３ |
| ④ | 企画提案書 | 任意様式 | ６部 | 10月22日（水） |
| 見積書 | 任意様式 |

　　※各様式は高岡市観光ポータルサイト（https://www.takaoka.or.jp/）より入手すること。

　①参加申込書兼誓約書（様式１）

　②提案者情報書（様式２）

　③業務実績調書（様式３）

　　　過去３年間において、国または日本政府観光局、都道府県、都道府県観光協会、市、市観光協会が運営するPR動画制作委託業務の受注実績（主として契約を行ったものに限る）を記載すること。

　　④企画提案書・見積書

　　（ア）企画提案書の様式は日本工業規格Ａ４（一部Ａ３版資料折込使用可）とし、（エ）「企画

提案書記載事項」に示す構成及び順序とする。

　　（イ）企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、図やイラスト等を用いた分かりやすい表現で提出すること。

　　（ウ）企画提案書は、１者につき１種（６部）とする。

　　（エ）企画提案書記載事項

　　　　　企画提案書記載内容等（表紙を含め30ページ以内で記載すること。Ａ３版を折り込む

際は２ページとして換算）

　　　　　下記の項目について、具体的な提案をすること。

　　　　　※企画提案書作成に要する費用及び今回の提案に係る一切の費用は、事業者の負担と

し、企画提案書は返却しない。

　　　　（A）事業の実施計画

● 基本コンセプト

仕様書に記載している内容を実現するための基本コンセプトを提案すること。

* プロモーション動画の構成案(簡易プロット)

プロモーション動画の簡単なプロットを提案し、動画のテーマ、想定されるストーリー展開や主要なシーンの概要を記載すること。ただし、詳細な脚本や絵コンテの提出は求めない。

* 動画の規格および品質

プロモーション動画の規格および品質について、仕様書に記載している条件を満たすことが発注者に分かるように記載すること。また、動画に導入する予定の機能(ARなど)があれば明示すること。

* 制作スケジュール

プロモーション動画制作の企画・取材・撮影・編集等、動画納品までのスケジュールを提案すること。なお、発注者で実施することが必要な作業も含めて記載し、発注者との役割分担を明示すること。

● その他提案事項

（B）業務全体の実施体制

● 本業務に類する事業の実施実績の有無

● 業務の実施体制

● 業務実施責任者及び企画立案者・作成者、撮影技術者、編集担当者の知識・経験・

資格等

　　　　　※この企画提案書記載の提案内容はそのまま採用するものではなく、双方協議のうえ都度決定する。

（オ）見積書

見積書及び内訳書作成にあたっての注意事項

（A）提案金額は、委託期間中の本業務にかかる費用の見込み額とすること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

（B）当該業務に係る取材費、旅費、食費、その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

（C）事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵便料等）、事務費（消耗品等）は必要に応じて計上すること。

（D）見積書には称号または名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

（３）質問書の提出及び回答方法

①質問方法

（ア）質問書（様式４）を電子メールで提出し、必ず電話で着信確認すること。

　　　　　　メールアドレス　kankou@takaoka.or.jp

　　　（イ）質問票の提出期限　令和７年10月10日（金）午後５時まで

②回答方法

質問に対する回答は、令和７年10月15日（水）までに、質問者を伏せて高岡市観光ポータルサイト（https://www.takaoka.or.jp）に掲載する。

（４）提出方法

①参加申込書兼誓約書（様式１）提案者情報書（様式２）業務実績調書（様式３）の提出

（ア）提出期限　令和７年10月17日（金）午後５時まで（必着）

　　　（イ）提出先　公益社団法人 高岡市観光協会

　　　　　　　　　　　〒933-0029　高岡市御旅屋町101番地　御旅屋セリオ７階

　　　（ウ）提出方法　持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式任意。代表者の押印及び辞退理由の記載は必須）を提出すること。

　　②企画提案書（任意様式）、見積書（任意様式）の提出

　　　（ア）提出期限　令和７年10月22日（水）午後５時まで（必着）

　　　（イ）提出先　公益社団法人 高岡市観光協会

　　　　　　　　　　　〒933-0029　高岡市御旅屋町101番地　御旅屋セリオ７階

　　　（ウ）提出方法　持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

５　提出書類の取り扱い

（１）提出期間終了後は、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。

　（２）提出された書類は一切返却しない。

　（３）提出された企画提案書の著作権は、プロポーザル提案者に帰属するものとする。

　　　　なお、第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、

全て提案者が負うものとする。

（４）企画提案書などは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を制作する場合

がある。

　（５）提出書類は、このプロポーザルの目的以外には使用しない。

　（６）提案者から提供された従業員等の個人情報は、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には使用しない。

　（７）提出書類の内容についは、別途確認を行う場合がある。

６　選考

　（１）選考方法

　　　　発注者が設置する選考委員会において、提出書類及びプレゼンテーション選考の内容を総合的に選考し、最優秀者１者及び次点１者を特定する。

　（２）プレゼンテーション選考

　　　　企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション選考を行う。

　　　　①実施日　　令和７年10月28日（火）予定

　　　　　　　　　　※発注者の都合により日程変更の可能性有。日時等の案内は令和７年10月23日（木）までに行う。

　　　　②出席者　　業務実施責任者を含む３名以内

　　　　　　　　　　プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。

　　　　③内　容　　１事業者につき30分以内（プレゼンテーション約20分、質疑約10分）

　　　　④その他

　　　　　（ア）プレゼンテーション選考は非公開とし、会場、時間等は別途連絡とする。

　　　　　　　　オンラインではなく、高岡市内の会場で行う。

　　　　　（イ）使用する物品等は、すべて提案者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセントは発注者で準備する。

　　　　　（ウ）プレゼンテーション選考は、原則提出資料に基づき行うものとし、新たな配布資料は認めない。ただし、業務実績調書（様式３）に記載したものに限り、過去に製作した製作物の使用を認める。

　　　　　（エ）会場への入出は業務に携わる方のみとし、１者につき３名以内とする。

　　　　　　　　※参加者多数の場合には、選考委員会が以下選考基準で書類選考を行い、プレゼンテーション選考の参加者を３者程度に選定する場合がある。

　（３）選考基準

　　　　企画提案書の評価項目、判断の着目点及び配点は「評価項目一覧表」のとおりとする。

評価項目一覧表（100点満点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選考項目及び評価内容 | | 配点 |
| １ 動画の制作本数 | 予算内でより多くの動画本数を提案しているか、内容に無理がないか。 | 20 |
| ２ プロモーション  動画の構成 | 高岡の強みを活かし高岡の魅力を最大限引き出す構成になっており、認知度向上が見込めるか。 | 20 |
| ３ 動画の規格および  品質 | 提案内容は仕様を満たしているか。 | 20 |
| ４ 制作スケジュール | 提案したスケジュールは納品まで問題ないスケジュールとなっているか。 | 20 |
| ５ 業務遂行能力 | 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。 | 10 |
| ６ 実施主体 | 事業全体を問題なく実施できる組織及び人員体制が整っているか。 | 10 |
| 合計 | | 100 |

　（４）選考結果の通知

　　　　選考完了後、結果のみを後日参加者全員に通知するとともに、最優秀者を高岡市観光ポータルサイト上（https://www.takaoka.or.jp）で公表する。また、結果に対する異議は一切受け付けない。

７　発注者との協議

　最優秀者に決定した者は、契約締結に向けて仕様書の細目について発注者と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、誠実に協議に応じなくてはならない。なお、最優秀者に決定した者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき次点と契約締結に向けた交渉を行うのであらかじめ確認すること。

８　その他

（１）この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを順守すること。

　（２）この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

　（３）提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。

（４）本業務を委託する相手方の決定については、最優秀者に決定した者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容について発注者と協議した上で決定する。事業者の特定をもって提案者の企画提案の全てを了承するものではない。

（５）後年度において当該事業の継続が必要であると認められる場合には、本業務の契約者との間で使用及び契約価格を協議のうえ随意契約を行うことがある。

（６）次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

　　　①参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

　　　②このプロポーザルを公募した日以降、選考委員会委員と本業務に関する接触を求めた場合

　　　③見積書の金額が委託費上限を超える場合

　　　④提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合

９　連絡・問合せ先

　〒933-0029　高岡市御旅屋町101番地　御旅屋セリオ７階

　公益社団法人 高岡市観光協会

　ＴＥＬ：０７６６―２０－１５４７

　ＦＡＸ：０７６６－２０－１４９７

　メールアドレス：kankou@takaoka.or.jp